

「アメリカ社会福祉政策の動向 — 社会保障法タイトルXXの検討 —」

高 田 真 治

は じ め に

アメリカ合衆国は、現在失業率が10パーセントを超える高率に達するなど、大恐慌以来の不況に直面しており、予算削減によって教育・福祉は大きな影響を受けている。今春、ボストンで開催された第109回社会福祉全国会議のテーマは、「財政切り詰めと社会的費用：分析と行動」であったし、また元保健・教育・福祉省（NEW）長官W. コーエン（Cohen）を全国委員長とするS.O.S（Save Our Security）連合も積極的な活動を行うなど、社会保障、社会福祉への危機感を生ぜしめているのが実情である。

周知のごとくアメリカは1935年、世界に先がけて「Social Security Act（社会保障法）」を成立させたが、以来アメリカ「社会保障」は現金ないし現物給付が主体に実施されてきた。しかし1975年、「社会保障法タイトルXX：サービスのための州への補助金」が制定され、ここに社会保障法は基本的かつ包括的な社会福祉立法となり、3つの分離したプログラムの構成をとることになった。すなわち、

1. 保険および公的扶助という形での現金所得（OASDI, SSI, AFDC）。

2. メディケアおよびメディケイドという形での保健への支払い。

3. タイトルXXによって提供されるパーソナル・ソーシャル・サービス、以上である。¹⁾

タイトルXXは、従来の連邦による中央集権的な社会保障から、州・地方を主体とした地方分権的なソーシャル・サービスへの拡大と制度化を旨としたものであり、「社会福祉サービス」の体系および方法を基本的に再構成するものとして期待される。しかしながらその道は決して平坦な道ではない。本稿では、アメリカ社会保障法タイトルXXの検討を通して、社会福祉サービスの課題と展望について考察することにした。

I 社会保障法の発展

I-1 タイトルXXの成立

恐慌とニューディール政策を背景として、1935年に成立した社会保障法は、従来のレッセ・フェールの思想から転じて、連邦による社会保険・公共サービスの基礎となるものであった。「貧困」は個人の責任であるという発想はアメリカには根強い。しかし貧困は個人が怠惰であるとか、病気であるとか

1) George Hoshino, "Evaluation of Social Service System," William C. Sze and June C. Hopps ed., *Evaluation and Accountability in Human Service Programs*, Revised and Updated edition, Schenkman, 1978, p.165. ここで省略形は次のとおり一筆者注。OASDI (Old Age, Survivors, and Disability Insurance), 老齢・遺族及び廃疾者保険, 社会保障法, タイトルⅠ。

SSI (Supplemental Security Income), 補足保障所得, タイトルXIV。

AFDC (Aid for Family with Dependent Children), 要保護児童をもつ家庭への扶助, タイトルⅣ-A。

Medicare (Health Insurance for the Aged and Disabled), 連邦によって管理される65才以上の老人、廃疾者のための医療保険, タイトルXVIII。

Medicaid (Grants to States for Medical Assistance Programs), 州によって管理され、連邦と州が支出する医療扶助, タイトルXIX。

いう単純な理由ではなく、社会的原因であることが認識されたとき、政府が彼らに対して「社会的サービス」を提供することになった。すなわちその背景は、ソーシャル・サービスは貧困者が経済的に自立するのを援助するために必要であり、またそうすることは、当の貧困者だけでなく他の社会の成員にも便益をもたらす、という思想であった。

社会保障法は連邦による直接的な現金給付であり、州に対して、それを必要としている人々への提供を促進させようとするものであって、連邦政府が2分の1の費用を負担し、かつ基準は州毎に設定されていた。これは現金による直接的な扶助であったから、経済的問題を軽減するには役立ったけれども、しかし人々の自立性を回復するには至らなかったのである。²⁾

失業者、老人、障害者らへの所得保障を目的とする社会保障法の原則は、1962年まで存続することになるが、1956年の社会保障法の修正では、連邦対州の負担率、50対50に対して連邦は上限をつけず、福祉受給者の経済的自立を達成するために、各州がケースワーク援助を家族に提供するのを促進させたのである。

1962年の社会保障法の修正で企図されたのは、予防ないしリハビリテーションによって福祉受給者を減少させることであった。このため専門ソーシャル・ワーカーの必要性を強調し、その配置とプログラムの再編、連邦負担率の増加を実施し、自立性の助長、家族生活の維持強化、およびコミュニティ資源の活用を目的としたのであった。しかしこれらの目的の達成には、いくつかの理由において問題があったとされる。すなわち、

- 1 公的扶助局は伝統的ケースワーク・サービスを強調し、新しい技術の開発に指導性を発揮しなかった。
- 2 多くの州はプログラムの目的を達成するために、

これらの対策をいかにして創造的に活用するか具体化しなかった。

- 3 HEWは新しい技術の開発に指導性を発揮しなかった。
- 4 他の公私機関は、これら特別のサービスを地域精神衛生法や経済機会法など他の法令の下で提供していた。³⁾

1967年の修正では、ソーシャル・ワーカー、職員の教育訓練への補助、家族計画サービスを重要課題とし、これを促進するために州に単独の機関の設立を指示した。またサービスの提供あるいは購入については、1962年修正では他の「公的」機関からに限定していたが、今回の修正は「公私」の機関からの購入を可とした。これらの修正は現金給付とソーシャル・サービスの分離を方向づけることになったのである。

またWIN(労働奨励計画)が実施された。これはAFDC受給者に労働力をもたせて社会に復帰させ、また家族計画サービスを受けるよう家族を奨励するのを企図した、労働省と共同管理のプログラムであった。これはカウンセリング、テスト、職業訓練を含んだサービスの広範化と対象人口の拡大を目的としており、AFDC申請者は登録を要求され、職業と訓練が得られるようになった。こうして1967年修正では、州の社会福祉に対する役割の増大を企図し、州が適切なサービス・プログラムを開発するのを奨励した。これは制限をつけない連邦財源と結びついて、サービス支出の顕著な増加へと導びくことになったのである。

1960年代末には、公共福祉は混乱状態にあったといわれ、ことに次の問題が認められた。すなわち、ソーシャル・サービス支出の非常な加速化、既存のサービスは未組織であるのみならずかなり重複し、統合の欠如によって台無しになっていたこと、支出に関する責任性の構造は弱く、ある場合には存在し

2) Paul E. Mott, *Meeting Human Needs: The Social and Political History of Title XX*, NCSW, 1976, p.2.

3) Ibid., p.3.

なかったこと、⁴⁾である。そこでこれらの問題を解決すべく、次の課題が提起された。

- 1 支出増加の割合を制御する公正な方法を見出すこと。
- 2 州が合理化されたソーシャル・サービス・システムを開発するように援助するための指導性を発揮すること。
- 3 ソーシャル・サービスの資金が、どこでいかに使用されているか、そしてどんな結果がもたらされたかを測るための効果的な責任性のシステムを設計し実施すること。⁵⁾

すなわちここで、「新しい連邦主義」を基礎とした「責任性」のシステムが構想されたのであり、そして次第に現金給付とソーシャル・サービスは分離へと向うのである。

1971年にはサービスの分離が明確化されるが、同時に1970年代に入ってソーシャル・サービスのための州への補助金の急激な増加が予測され、1972年には州と地方への財政援助法（通常、一般地方交付金法 *general revenue sharing law*）に基づいて25億ドルの上限がつけられたのである。1973年にはHEWによって新しい条例が出された。これは連邦のソーシャル・サービス財政に関するもので、事実上HEWの役割を、プログラムの開発促進から財政の責任性へと移行させるものであり、タイトルXX成立の動因となったものであった。

翌年には新しいソーシャル・サービス・プログラム、タイトルXX開発のために次の機関が議会と協力して検討を行った。すなわち、HEWと全国知事会議、および米国労働総同盟産別会議（AFL-CIO）、アメリカ公共福祉協会（APWA）、アメリカ児童福祉連盟（CWLA）であり、これはソーシャル・サー

ビスの計画立案と財源の新しいアプローチを開始させることになったのである。

以上のようにタイトルXX成立前、1972—1974年には新しい社会保障法の修正案の検討が続けられていたが、この過程でいくつかの問題が提起された。すなわち、

- 1 新しいソーシャル・サービス・プログラムは、州あるいは全国的な焦点をもつべきか否か。
- 2 受給資格の必要性は、収入のレベルあるいは現在、過去また潜在的な状態に関連して定義されるべきか否か。
- 3 もしあるとすれば、どんなサービス目標が法律の中で述べられるべきか。
- 4 どんな型の責任性の尺度が組み込まれるべきか。
- 5 もしあるとするなら、どんなサービスが要求されるべきか。⁶⁾

かくして、以上の問題解決を図るために社会保障法の修正案（1974）が出され、上下両院を通過、そして翌1975年1月4日フォード大統領によって署名された。すなわち「州によるサービスの提供を促進するために、連邦の財政援助プログラムの整理統合を確立すべく社会保障法を修正する法（PL 93—647）」であり、これが「社会保障法タイトルXX：サービスのための州への補助金」として、1975年10月1日発効するに至ったのである。

1—II タイトルXXの理念

ソーシャル・サービスを提供する公私機関は、一般にサービス提供の効果の向上、伸びてゆく費用の管理、よりよい運営などの課題をもっているといえるが、タイトルXXによって州によるソーシャル・サービスの開発と提供への責任が増大したのである。⁷⁾

4) Thomas M. Menaghan and Robert O. Washington, *Social Policy and Social Welfare Structure and Applications*, The Free Press, 1980, p.143.

5) Mott, *op.cit.*, pp.8-9.

6) Elaine Kporha, *Social Services in the South: State Programs Under Title XX of the Social Security Act*, Southern Regional Council, 1978, p.3.

7) U.S. HEW, *Title XX Handbook: for Alcohol, Drug Abuse, and Mental Health Treatment Programs*, 1973, p.1.

すなわち、基本的には予算の問題 — サービスの拡大ともなつて膨脹する福祉予算に一定の波止めがかけられ、同時に従来のカテゴリカル・サービスとの調整にたつて、その予算でいかに効果的にソーシャル・サービスを提供するかが検討されることになる。

以上の基本的な考えは、次の原則に具体化される。

- 1 目標構造として基本的な目的は、施設収容からその反対極としての「自活 (self-support)」へと出来るだけ移動せしめることである。
- 2 この目標の達成には、対象となる人々の問題領域は、連邦によって提供されるものより「地方レベルで提供されるサービス」によって克服されるべきである。
- 3 州および地方レベルに於るプログラムの「責任性」は、主に一般の人々に向けられるべきである。したがって市民参加、市民への報告と評価、市民のニーズの充足、低所得者サービスの優先、柔軟性のあるサービスの選択と範囲、財源の適正な活用、などが考慮されねばならない。⁸⁾

タイトルXXの成立は、いうまでもなく社会保障法40年の歴史を背景としているが、中でもここで重要な理念は、「新連邦主義 (New Federalism)」と「サービスの分離 (separation)」であった。後者は、従来社会保障の主体であった現金による所得保障とソーシャル・サービスを分離し運営しようとするものであり、前者は連邦の州政府への権限の委譲を図るものである。すなわち新連邦主義は、連邦と州の権限について基本的に次のように認識される。

- 1 連邦政府に対して州および地方政府の権限を高める。
- 2 ワシントン以外の連邦管理の権限および柔軟性

を大きくする。

- 3 特定機関の機能的スペシャリストに対して、一般的目的をもつ選任された政府職員に大きな力点を置く。

- 4 連邦政府はソーシャル・サービス・プログラムよりむしろ個人への所得振替に力点を置く。⁹⁾

この「地方分権」の具体的な大きな課題は、予算ことにソーシャル・サービスへの包括的補助金 (block grant) であった。したがって新連邦主義は次のような効果をもたらしたといえよう。すなわち、州や地方政府が補助金使用についての決定を、選任された公務員 (elected officials) にもどしたことであり、包括的補助金は連邦行政官の役割を減じて、いかに補助金を用いるかを決定する際に、州、地方政府職員の役割を増大させたのである。したがって彼らは、連邦の補助金の意思決定過程で積極的なパートナーとして復権させられたのである。¹⁰⁾

タイトルXX成立の背景となったもう1つの理念である所得保障とソーシャル・サービスの「分離」は、次のものを目ざしていた。

- 1 2つの機能的関係についての混乱を除去する。
- 2 クライアントが個別的なサービスを探求し、選択し、受ける場合の選択の自由を保障する。
- 3 それぞれの構成要素の十分な計画立案、人員配置、財政に注意を払うことによって質の高い運営を達成する。
- 4 公共福祉の人材をより効果的に活用する。
- 5 ソーシャル・サービスと所得維持の費用—効果の決定を可能にする。
- 6 必要とされるソーシャル・サービスの範囲を広げる。¹¹⁾

以上のように連邦から州への権限の委譲は、州が

8) Mott-McDonald Associates, *Using Title XX to Serve Children and Youth*, CWLA, 1978, pp.3-4; and Mott, *op.cit.*, pp.49-50.

9) R. Leo Penne, "General Revenue Sharing in Context," *Public Welfare*, Vol.35-2 (Spr. 1977), pp.43-47.

10) Sanford F. Schram, "Politics, Professionalism, and the Changing Federalism," *Social Service Review*, Vol. 55-1 (Mar. 1981), pp.80-81.

11) Bill B. Benton, Jr., "Separation Revisited," *Public Welfare*, Vol. 38-2 (Spr. 1980), p.17.

独自のサービスを開発する場合に大きな柔軟性を与えることになったが、このことは同時に州の責任性を強調することになったのはいうまでもない。したがって HEW は次の役割と責任を負うことになった。すなわち、連邦政府は州政府に対してプログラムの計画立案、評価、サービスの供給、またデータ・システム等についての技術援助をおこない、プログラムの効果について議会へ報告する責任をとる。したがって州はそのサービス・プログラムを開発する場合に大きな柔軟性を与えられたが、一方十分な財政上の記録、サービス購入に関する要請、適切な費用分配の方法等が必要となったのである。¹²⁾ かくして連邦と州のソーシャル・サービスについての関係は、タイトルXX 発展の下に新しい協力関係へと移ったのである。

以上を整理すれば次のようにタイトルXX の理念を表わすことが出来よう。「新連邦主義」によって連邦と州の分権化がおこなわれ、これは所得保障とソーシャル・サービスの「分離」に関連して(表1)のように主たる役割(++)が決められた。またこの他に、州がおこなう所得保障(一般扶助)などもあるが、前述したように、これら2つの理念の背景にはいずれも財政的問題が現実の課題としてあったことを見逃してはならない。

表1 タイトルXX の理念

新連邦主義

	連邦の役割	州の役割
所得保障 (現金・現物給付)	++	
ソーシャル・サービス		++

II ソーシャル・サービスの展開

II-1 タイトルXX の内容

タイトルXX は連邦の援助による本格的なソーシャル・サービスの計画を促した。これは25億ドルの上限がついておりソーシャル・サービスの最も大きな連邦資金であるが、しかし内容的には必ずしも新しいものではなく、従来カテゴリカル・プログラムの下で、支出されてきた次のものに関連している—社会保障法タイトルI, IV-A, X および XIV である。¹³⁾ すなわち社会保障法の下で提供されてきたサービスの再編と統合が図られており、かつその実施についての連邦と州の役割と責任性、過程などが明確にされたのである。

A 目標とソーシャル・サービス体系

タイトルXX には全てのサービスが向けられるべき次の5つの国家的なプログラム目標がかかげられている。

- 1 依存性を予防、軽減あるいは排除するために、経済的な自活の達成あるいは維持。
- 2 依存性の軽減あるいは予防を含む自給自足 (self-sufficiency) の達成あるいは維持。
- 3 自己の利害、社会復帰あるいは家族の再結合を不可能にする児童や成人の遺棄、虐待あるいは搾取の予防あるいは救済。
- 4 地域や家庭を基礎にした、あるいはその他の集中度の低い保護を提供することによる不適切な施設保護の予防あるいは軽減。
- 5 その他の保護の形が不適切な時、施設保護への送致や入所を保証したり、あるいは個人に施設でのサービスを提供すること。¹⁴⁾

12) Mike Suzuki, "Social Services: The Federal Role," *Public Welfare*, Vol. 33-2 (Spr. 1975), pp. 10-14.

13) Neil Gilbert, Harry Specht, and David A. Lindeman, "Social Service Planning Cycles: Ritualism or Rationalism," *Social Service Review*, Vol. 55-3 (Sept. 1981), p. 420.

ここで(筆者注), I は「高齢扶助と高齢者の医療扶助のための州への補助金」, IV-A は AFDC, X は「盲人の扶助のための州への補助金」, および XIV は「永久的かつ全面的な障害者の扶助のための州への補助金」。

14) Public Law 93-647, *Title XX of Social Security Act—Grants to States for Services*, 1975.

そしてこれらの目標に該当するサービスは次のように考えられている。

表 2 タイトル XX のサービス¹⁵⁾

<i>Goal I</i>	<i>Goal II</i>	<i>Goal III</i>	<i>Goal IV</i>	<i>Goal V</i>
Diagnosis/ evaluation	Diagnosis/ evaluation	Diagnosis/ evaluation	Diagnosis/ evaluation	Diagnosis/ evaluation
Counseling	Counseling	Counseling	Counseling	Counseling
Day care	Chore services	Adoption services	Chore services	Court services
Education and training	Court services	Chore services	Court services	Education and training
Family planning	Day care	Court service	Day care	Family planning
Health related	Day services program	Day care	Day services program	Health related
Home and financial management	Education and training	Day services program	Education and training	Home and financial management
Housing	Family planning	Education and training	Family planning	Legal services
Sheltered employment	Health related	Family planning	Health related	Personal care
Transportation	Home and financial management	Health related	Home and financial management	Planning, placement and supervision
	Home-delivered or congregate meals	Home and financial magagement	Home-delivered or congregate meals	Special living arrangements
	Housing	Home-delivered or congregate meals	Housing	Transportation
	Legal services	Housing	Personal care	
	Personal care	Legal services	Planning, placement and supervision	
	Recreation	Personal care	Recreation	
	Transportation	Planning, placement and supervision	Special living arrangements	
		Protective payment services	Transportation	
		Recreation		
		Special living arrangements		
		Transportation		

サービスは具体的には次の原則にのっとって提供
供されねばならない。

- 1 S S I 受給者には少くとも 3 つのサービスを提
供すること。
- 2 タイトル XX 資金の少くとも 50 パーセントは、
AFDC, S S I あるいはメディケイド受給者の

ためのサービスに費すこと。

- 3 全ての人々に対して情報および送致サービス、
子供と成人のための保護サービス、家族計画サー
ビスを提供すること。
- 4 サービスは法の 5 つの目標の 1 つあるいはそれ
以上に向けられること。¹⁶⁾

15) Quentin F. Schenk with Emmy Lou Schenk, *Welfare, Society, and the Helping Professions: An Introduction*, Macmillan, 1981, p.155.

16) Elaine Kporha, *op.cit.*, pp.3-4; and Public Law 93-647, *op.cit.*

以上のサービスは、その受給資格のある人々に対して、指定されたタイトルXX機関から直接に提供されたり、公（他州）・私機関との契約に基づいたサービスの購入によって提供されたり、また時にはこの双方の組合せによって提供される。一方、次のサービスはタイトルXXでカバーされない。すなわち、医療サービス、教育サービス、設備のメンテナンスのための費用、連邦の基準に合致しないデイ・ケア、土地・建物等の購入や工事・建設・改造、個人所得補完のための現金給付などである。¹⁷⁾

B. 計画立案の手続

サービス・プログラム計画立案の手続きは次のごとくである。

- 1 サービス・プログラム年度の確定。
- 2 年度のはじめから少くとも90日以前にCASP（包括的年次サービス・プログラム計画）提出。
- 3 45日前までに一般の人々のコメントを得る。
- 4 年度開始45日前までに最終CASPを発行。
- 5 30日前までに一般のコメントによって最終案を修正。¹⁸⁾

この手続きの中でとられるべき基本的なプロセスは、市民参加を基礎としたニード・アセスメント、サービスのプログラム作成およびCASPの開発である。

a. ニード・アセスメント

サービス計画の開発に関して、州の全ての住民、全ての地域の現実的・具体的なニードを考慮することである。プログラムの下でのサービスの計画立案と提供は、次のプログラムと調整され、活用されねばならない。すなわちAFDC, SSI, メディケイドなど、また州内の関連するソーシャル・サービス提供のためにふさわしい他のプログラムである。ソーシャル・サービスのニードと資源を決定し、ソ

ーシャル・サービス供給システム内のサービス・ギャップを明確にすることがここでの課題である。¹⁹⁾

タイトルXXは、州に対してCASPを出す前に公式の「ニード・アセスメント」を特に要求はしていないけれども、一般のニードを考慮するのにどんな手続きをとったかを説明することを要求している。すなわち、使用したデータ源、相談した公私の組織、アセスメントの結果が計画にとり入れられている方法、などである。

b. サービス・プログラムの作成

ニード・アセスメントにもとづいて、明確にされたサービス・ギャップをうめること、現存するコミュニティ資源についての連係を計画し、ソーシャル・サービスの目標と目的の開発、およびサービス財源の公配がここでの目的である。したがって、プログラムの目標とこの目標にかなう目的の明確化、サービスを受ける個人のカテゴリーとその数の明確化、タイトルXXの下でどんなサービスが提供されるかの明確化、およびサービス支出の算定が課題となる。州レベルでのタイトルXXは、カウンティの計画活動を促進するための触媒として、また全州にわたる計画を策定するために限られた資源を公平に配分する仲裁者として寄与しなければならない。²⁰⁾

c. CASPの開発

CASPは次の点において重要である。すなわち、計画への初期のインプットを促進し、提出された計画書と予算へのコメントを引出すことによって、計画立案過程への市民参加の手段を提出すること。また提出されるサービス、その受給資格、利用の可能性等を説明することによって市民へ情報を提供すること。さらに最終報告で、受入れた変更や訂正についてのコメントや示唆を市民に知らせること、以上である。²¹⁾ したがってCASPには次のものを

17) Public Law 93-647, *op.cit.*

18) *Ibid.*

19) U.S. HEW, Title XX Handbook, *op.cit.*, p.9.

20) *Ibid.*, p.11.

21) Candace Mueller, *Child Advocates' Checklist for Review and Summary of the State Title XX CASP Plan*, Hecht Institute for State Child Welfare Planning, 1977, p.iv.

含まねばならない。目的、プログラムの下で提供されるサービス、受給資格のある人々のカテゴリーと地理的区域、計画立案・評価及び報告活動の説明、資源、組織構造の説明、AFDC等との調整、予算及び全住民のニーズやその地域を保証するためにとられる、あるいはとられるべき段階の説明である。²²⁾

C. 費用の分担

連邦は、州が実施する家族計画サービスについては90パーセント、その他5つのプログラム目標を目標とするサービスについては75パーセント負担する。これには計画立案や評価を含んだ管理、運営の費用、また職員の訓練や再訓練の費用も含まれている。

連邦のタイトルXXの総配分金は州人口に基づいて各州に連邦資金が配分される。この人口比による配

分方法は、従前の補助金獲得のための技術 (grantsmanship) から解放することになった。したがっていくつかの州は、州及び地方の支出でもって超過分を補充しており、多くの州は得られる配分金以下でまかなっている。

タイトルXXは社会保障法の一部であるが、しかし他の社会保障プログラムとは財政において全く異っており、予算は図1のサイクルで提供されている。

D. 受 給 資 格

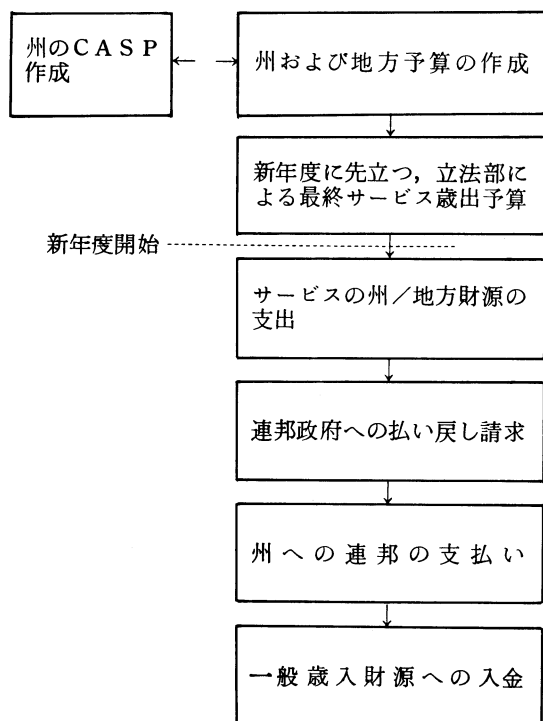
理念としてのタイトルXXは、明確化された対象となる人々のうち、サービスを必要とするいかなる人々にもサービスを提供することであろう。連邦によって支持されている新しい受給資格の分類は次の3つである。第1は、収入に基づいて受給資格のある人々であり、家族構成に対応する州の平均所得の115パーセントをこえない人である。第2は、所得維持の受給者としての資格のある人々であり、SSI、AFDCを受けている人は自動的にこの中に含まれ、全てのタイトルXXサービスを受ける資格がある。第3は、所得に関係なく、また費用を課されることなく提供される特定のサービスを必要としている人々であり、家族計画や基本的な情報と送致サービス、および遺棄、虐待、搾取を予防、回復する保護サービスである。²⁴⁾

サービスの費用については各州の平均所得を基準にして各州によって決定される。一般には、家族構成に対応した平均所得の80-115パーセントのものについては、合理的と考えられるサービスの費用が徴集され、80パーセント以下の人についても州の決定によって費用を課される可能性がある。

E. 責 任 性

タイトルXXの主たる力点は、コミュニティを基盤にしたサービス、したがってそれを実効化させるために計画過程への市民の参加をうたっている。タ

図1 タイトルXX財源のサイクル²³⁾



22) Public Law 93-647, *op.cit.*

23) Willfam C. Copeland, *Funding Federal Money for Children's Services, Title XX and Other Programs*, CWLA Hecht Institute, 1975, p.6.

24) Mott-McDonald Associates, *op.cit.*, pp.6-9.

イトルXXそのものは公聴会や会合を特に要求はしていないが、計画についての一般の人々のコメントを得ることを明確化している。

タイトルXXは目標志向の計画立案、測定しうる目的の設定、および実施したものについての報告を要求している。中でも顕著なのは公共の「責任性」を強調していることである。この「責任性」は、基本的にはサービスの計画立案から実施・評価・報告と全過程に及ぶものであるが、ここでは特に評価・報告が強調されている。

包括的なソーシャル・サービスのシステムは、典型的には次の4つのサブシステムをもつと考えられる。すなわち、(1)ケースとクライアントのかみ合わせ、(2)サービスの提供者、(3)サービスの供給、および(4)財務管理、である。²⁵⁾ この観点からするならば、前述したことから理解されるように、タイトルXXは包括的なソーシャル・サービス・システムである。従来の連邦政府主導の「社会保障」に加え、タイトルXXによって州、地方政府に分権化された「ソーシャル・サービス」へと、分離するとともに質的拡大をみたが、幾多の課題をかかえているのはいうまでもない。

そこで次に、タイトルXXの課題、問題点について検討してみることになしたい。

Ⅱ-Ⅱ タイトルXXの検討

前節でのべたように、ソーシャル・サービスはコミュニティを基盤とした多様なサービスの提供をねらいとしている。したがってこれらのサービスを、それを必要としている人に効果的に提供していくためには、サービスに対する一般の人々および消費者の支持や他のサービスを含めたソーシャル・サービスの相互関係の検討の他に、次のような点が対処

すべき課題となるであろう。基本となるソーシャル・サービスの重要な諸点を全体的に示摘しているので、少し長いが引用しておこう。

- 1 ソーシャル・サービスは政府の責任であるという原則の確認。
- 2 特定のコミュニティに必要とされる選択的サービスと、全てのコミュニティに得られる中心的(核となる)サービスの明確化。
- 3 政府が直接的に提供するサービスと購入するサービスの明確化。
- 4 サービスの重複やギャップを排除し、サービスの支出を最大限有効に用いるために、タイトルXXの費用以外の全てのソーシャル・サービス財源も明確にすること。
- 5 公私の、またコミュニティおよび中央レベル全てのサービス資源の動員。
- 6 サービスの受給基準と費用徴集の確立。
- 7 重要な管理情報システムの開発。
- 8 公私にわたるサービスを達成しうる、また測定

表3 支出の分配²⁶⁾

主なサービス	購入サービス (POS)%	直接サービス %	全支出 %
児童のデイ・ケア	22	3	25
発達障害－精神薄弱のためのサービス	6	1	7
家政 / 雑仕事	7	16	23
代理的世話	3	6	9
カウンセリング	1.5	4.5	6
保護サービス	1	9	10
保健関連サービス	0	6	6

25) Barbara Cotter, *Planning and Implementing Social Service Information Systems: A Guide for Management and Users*, Human Services, Monograph Series, No.25, Project SHARE, 1981, p.122.

26) Martin Weinstein, *Title XX Purchase of Service, Volume I: A Description of States' Service Delivery and Management Practices*, Pacific Consultants, 1979, p.iii.

27) Winifred Lally, "Social Services: Our Commitment," *Public Welfare*, Vol.33-2 (Spr.1975), pp.21-22.

可能な目標・準目標の明確化。

9 サービスの効果と関連性を保証する評価プロセスの開発。

10 サービスは、制度のニードではなくクライアントのニードを基礎に提供されるという原則の保証。²⁷⁾

サービスは公私機関によって提供されるが、ここで政府が購入して提供するサービス (POS) がある。タイトルXXの全ての支出のうち86パーセントは7つの主たるサービスで占められているので、これらについてPOS, 政府直接サービスの内訳をみると表8のごとくである。

タイトルXXのサービスのうち、デイ・ケアは最も大きな支出を占めるのであるが、このうちその殆どがPOSでなされていること、一方カウンセリングなどの主たる伝統的なソーシャル・ワーク・サービスは直接提供されていることが注目される。

では何故サービスを購入して提供するのか。それは州による「能率と効果」、政治的要因 — 少い職員ですみ、大きな可視性をもつ、および提供者がそのプログラムの継続のために圧力をかけることである。²⁸⁾ すなわちタイトルXXは生起する多様なニードに対応した新しいサービスの創設と提供という柔軟性が要求されるのであるが、新しいサービスはPOSに負う部分が多くなっていくことが理解されるのである。この購入サービス、いわゆる委託サービスは、ともすれば「安あがり」につながる可能性がある。費用—効果の尺度が、ソーシャル・サービスの本旨に基づいて十分検討される必要があろう。

予算はタイトルXX成立以前の1972年から25億ドルの制限つきである。1978年にはこれを増額する旨の法案が出され、1979年には29億ドルに増額されたものの1980年から再び25億ドルにもどっている。したがってサービスへのニードの増大、経済変動にもかかわらず依然として制限つきであるという

のは、さまざまな問題をもたらすのは明白である。タイトルXXの初期の時代にもすでに次の問題が指摘されている。

1 1972年には州への配分金の全てを費やしているのは6州のみであったが、1977年には始ど30州に達した。

2 インフレが25億ドルの実質購売力を1977年には18億ドルに減少させた。

3 過去6年間の高い失業率が全てのソーシャル・サービスに重い負担をかけてきた。

4 タイトルXXの発効にともなって、連邦資金によるソーシャル・サービスを受けられる人々は、労働に従事している貧困者や、虐待あるいは遺棄からの保護を必要とする人々を含めて非常に増大した。

5 人口パターンの変動がサービスを実施しているある州の個人配分の減少をもたらした。²⁹⁾

社会保障法によって提供されるサービス、例えばAFDC, SSI, メディケイドなど、全て所得の認定に基づいて提供されるカテゴリカル・プログラムである。しかしタイトルXXによって家族計画、情報と致致サービスは誰でも受けられるという、いわゆる普遍的サービスの理念が導入、実施されたのである。これは、現金給付とソーシャル・サービスの分離に加えて注目されるタイトルXXの理念であろう。

受給資格の基準については、次の4つのものが示されている。すなわち、(1)ミーンズテスト、(2)個人の状態、(3)補完、そして(4)診断である。このうちミーンズテスト、個人の状態、および診断は、タイトルXXの下でのソーシャル・サービスに採用されているものである。³⁰⁾ サービスが「普遍的」なものに向えば、当然従来の受給資格の認定基準とは異なる基準、サービスの性格と内容にふさわしい受給資格が検討される必要が生じてくるであろう。

28) Idid., p.vi.

29) Peter S. O'Donnell, *Social Services: Three Years after Title XX*, National Governor's Association, 1978, 83-84.

30) Bruce L. Gates, *Social Program Administration: the Implementation of Social Policy*, Prentice-Hall, 1980, pp.24-29.

タイトルXXにおける計画立案の重点はCASPの作成である。そこでまずニーズを把握するにはいろいろな方法が考えられる。そしてそれらを単独に、また組合せて用いることはより効果があるであろう。タイトルXXの初期の調査によると、クライアントのニーズを決定するために用いられた方法は次のごとくであった。

表4 クライアントのニーズ決定の方法³¹⁾

方 法	州の数
既存データの利用	26
踏査あるいは調査	7
質 問 紙	3
社会 — 経済指標	1
専 門 的 判 断	2
報 告 な し	2
ニーズ・アセスメント採用せず	3

ここでは既存のデータを用いている州が大半を占めているが、従来の伝統的なアプローチによって作成された資料を利用するよりも、ニーズを的確に把握するためには、それにふさわしい調査、方法が開発されるべきであろう。

CASPの検討の結果見出された問題点は次のごとくであった。

- 1 サービスの再分類化が、タイトルXX 資金の上限設定と関連して「定常状態」をもたらし、資金が柔軟性を欠いたものとなってきている。
- 2 各州の計画費用が増大し、タイトルXX のソーシャル・サービス支出の約 14.5 パーセントに及んでいる。
- 3 タイトルXX の単年度計画には問題もあり、それ

ぞれの長所を考慮し多年度計画についても考える必要がある。³²⁾

こうしたCASPのさまざまな問題を克服し、州および連邦の指導者がソーシャル・サービスの計画立案を進歩させるためには、次の点に留意しなければならないであろう。すなわち、有意味な計画立案の手段となるよう積極的に努力すること、真に包括的な計画とするための努力、参加の代表性を高めること、効果についての理解、評価の能力を高めること、また計画立案と予算過程の関係を高めることである。³³⁾

以上のようなCASPとしていくためには公共福祉機関による積極的なリーダーシップ、サービスを明確に描いたり関連する目的を適切な用語をもって明確にする情報システム、また自分たちのもてる経験、資質、運営能力を活用した促進の努力、さらにソーシャル・サービスの年次計画の開発にコミュニティを効果的に関与せしめる方法、³⁴⁾が不可欠であろう。

評価は「責任性」の1つの要件である。どんなサービスが誰に、どれだけの資金と努力が過程で費やされたか、ということだけでなく、サービスの提供の結果どうということが起ったか、明記された目的に則して何が起ったか、サービスの提供は何か変化をもたらしたか、代替的なサービスの提供はより有効であったか、などに応えようとするものである。³⁵⁾

この評価にはソーシャル・サービスの情報システムが不可欠である。これについては積極的な研究がなされており、タイトルXX に示されているSSRR(ソーシャル・サービス報告の必要条件)をさらに開発したMDS S(マイクロデータ抽出システム)やI

31) Deborah Bass and Jean Webber, *Needs Assessment: Report and Discussion Guide (The First Two Years under Title XX)*, Project SHARE 1977, p.2.

32) Gilbert, Specht, and Lindeman, *op.cit.*, pp.419-433.

33) Bill Benton, Tracey Feild and Rhona Millar, *Social Services, Federal Legislation vs. State Implementation*, The Urban Institute, 1978, p.45.

34) Robert O. Wyllie, "Social Services: Quo Vadis?" *Public Welfare*, Vol. 33-2 (Spr. 1975), pp.11-17.

35) George Hoshino, *op.cit.*, p.173.

& R (情報と送致)なども報告されている。³⁶⁾的確な情報収集, ストック, また処理のプロセスによって評価をおこない, 「責任性」の行使, すなわちニードをもつ人には対して, 効果のあるサービス提供がなされる必要がある。

以上の諸点に関して, 6州6都市についてのタイトルXXの初期の調査の結果, 次のような評価と提案がなされている。

- 1 地方政府は州のタイトルXX計画立案過程, ことにニード・アセスメント, プログラムの事前評価, 資源配分に大きな役割を果たす機会をもつべきである。
 - 2 上限 25 億という連邦ソーシャル・サービス支出は増額されるべきであり, 少なくともインフレ率を補完すべきである。
 - 3 報告の要請は, 管理機関の過重で時間のかかる, また複雑な書類作業を軽減するよう改正されねばならない。
 - 4 財政的および技術的援助が, いろんな補助金によるばらばらの計画活動を包括的なソーシャル・サービスの計画立案へと調整すべく提供されねばならない。
 - 5 クライアントに最も大きな便益を与えるサービスや長期・短期合わせて最も費用—効果の高いものを決定するために, サービス・プログラムの効果を評価する十分な方法が, 州, 地方政府によって開発されねばならない。³⁷⁾
- 最後に重要なのは, このタイトルXXがうたっているコミュニティを基盤としたソーシャル・サービス

を支える市民参加の課題である。タイトルXXのサービスの計画立案で州がとる方法は, (1)手紙, (2)公開の集会, (3)公聴会, (4)踏査と質問紙, および(5)審議会, の5つであり, それぞれの方法に対応する参加者と州の努力は次のように示される。

表5 タイトルXX サービスの計画立案における公共の応答と参加³⁸⁾

方 法	参 加 者	州 の 努 力
1. 手紙 — 計画草案発行後	サービスの提供者とその他動機をもった人々	最少限の要求; 懇請は必要なし
2. 公開の集会 — a. 計画草案発行前 b. 計画草案発行後	全ての人々に公開, しかし主としてサービスの提供者と動機をもった人々 同 上	インプットを懇請 懇請出来る, しかし通常新聞広告のみでなされ, 他に特別の努力なし
3. 公聴会 — a. 計画草案発行前 b. 計画草案発行後	同 上 同 上	懇請, しかし通常選択的になされるインプットの懇請が出来る, しかし通常たいした努力はしない
4. 踏査と質問紙 — 通常計画草案発行前	通常サービス提供者; 時にはクライアントと一般の人々	イニシアティブをとる
5. 審議会 — 計画草案発行の前後	時には任命されたあるいは選任された人々, しかしサービスの提供者と機関の職員は, 会員資格が広範なものであっても, 通常優位を占める	任命, しかし通常はこのメカニズムを通して公共のインプットを懇請しない

したがって「市民参加」の効果の決定要因は, 次のものであろう。すなわち, 誰が参加したか, いつ参加したか, 参加者の情報への近接性, および懇請 (solicitation) の強さ, である。³⁹⁾

36) Boston College, *Types of Social Services Planning: An Analysis of Planning in Title XX Agencies*, HEW, 1978: David M. Austin, "I & R: The New Glue for the Social Services," *Public Welfare*, Vol. 38-4 (Fall 1980), pp.38-43: Northwest Federation for Human Services, *Microdata Sampling System Proposed Measurement Design*, HEW, 1976.

37) National League of Cities/U.S. Conference of Mayors, *Local Participation in Social Services*, Social and Rehabilitation Service, 1976, pp.4-12.

38) Frances E. Zorn, Leilani S. Rose and Beryl A. Rabin, "Title XX and Public Participation: An Overview," *Public Welfare*, Vol. 34-4 (Fall 1976), p.25.

39) Leilani S. Rose, Frances E. Zorn, and Beryl A. Radin, "Title XX and Public Participation: An Initial Assessment," *Public welfare*, Vol.35-1 (Winter 1977), p.24.

コミュニティと基礎とするサービスの理念が明確にされていることは評価される。しかし問題は、多様なニーズに応えるためには多様なサービス、したがって予算も単に効率の問題をこえて必要となるし、サービスの柔軟性も必要となろう。また当然ニーズ的確な把握のための方法の開発、プログラムの評価や情報提供のためにふさわしいハードウェア、ソフトウェアの開発が不可欠になってこよう。こうした課題をふまえつつ、先の理念を生かすために計画の全過程への実質的な市民参加を可能にする手段が講じられねばならないであろう。タイトルXXは、地域、住民のニーズに基づいたパーソナル・ソーシャル・サービスを目ざすものとして評価出来る。しかしなお多くの現実的課題をかかえているのが実情であるといえよう。

Ⅲ ソーシャル・サービス：Quo Vadis？

アメリカのソーシャル・サービスは1962年の修正からタイトルXXにかけて大きく変化したといえる。ことにタイトルXXは制度として、この変化を決定的に促進した。この間の変化の特徴は次のように整理される。

表6 ソーシャル・サービスの変化の特徴、1962 - 1977 40)

サービスの次元	変化の特徴
クライアント	選択的 → 普遍的
サービスの供給	無形かつ限定された範囲 → 具体的かつ多様
サービス提供の主体	公 → 公・私
財源の獲得	補助金獲得術 → 人口比配分
計画立案	中央集権 → 分権化

周知のようにA.カーン（Kahn）は、タイトルXXによるサービスの方向性を、近代国家の“ヒューマン・サービス”の5つのサブシステム — 教育、所

得保障、保健、住宅、および雇用、に次ぐ第6番目のシステムとして評価をしている。すなわちソーシャル・サービスの機能は、次の課題の1つあるいはそれ以上に向けられるものであった。

- 1 社会化と発達に貢献する。
- 2 サービスの情報を広め、サービスへの近接性を促進する。
- 3 虚弱な老人、障害者、精神薄弱者、廃疾者に対して、コミュニティあるいはそれに代る生活環境で機能するのを支持するために必要な、基本的かつ社会的な保護と扶助を保障する。
- 4 問題、危機あるいは病理的状况に直面している個人や家族が、その機能を回復しまたその困難を克服するための援助、カウンセリングやガイダンスの提供。
- 5 予防、コミュニティ生活に於る問題の克服やサービス計画を目的とした相互扶助、自助また諸活動の支持。
- 6 最大限の効果をあげるよう調整を保証するために、個人や家族にインパクトを与えているプログラムやサービスの統合。⁴¹⁾

すなわちタイトルXXで構想されたサービス体系は、カーンによれば6番目のヒューマン・サービス、パーソナル・ソーシャル・サービスであった。連邦政府によるマクロ的な社会保障 — 所得保障から、州、地方政府によるソーシャル・サービスの拡大であった。

APWAの委員会は1977年、パーソナル・ソーシャル・サービスについての声明を発表し、公的機関から提供されるパーソナル・ソーシャル・サービスは少くとも次の2つのものを含むべきだとしている。すなわち、児童と成人への保護サービス、および消費者をして他のパーソナル・ソーシャル・サービスに結びつけるよう企画されたサービス、である。

40) Neil Gilbert, "The Transformation of Social Services," Gilbert and Harry Specht ed., *The Emergence of Social Work*, 2nd ed., Peacock, 1981, p.102.
41) Alfred J. Kahn, "New Directions in Social Services," *Public Welfare*, Vol. 34-2 (Spr. 1976), p.27.

そしてパーソナル・ソーシャル・サービスの原則は次の5つである。

- 1 普遍性
- 2 責任性
- 3 サービスの調整
- 4 政府間の相互関係
- 5 資金の調達⁴²⁾

サービスは住民の生活上のニーズに対応して提供されるべきものであろう。とすれば、このニーズの的確な把握、それに対応する既存および新規サービス体系の調整と実施、費用の調達、またこれに伴う効果の評価等が課題となる。

既に検討したように、財源1つをとってみても上限がつけられており、経済状況に関連して、全体的な福祉予算はしわよせを直接うける傾向にある。しかしタイトルXXは確かにソーシャル・サービスについての新しい方向を示すものとして評価しうる。問題はこの実質的な運用であろう。したがって、その理念に基づいた「責任性」の行使が今後期待されるのである。“Quo Vadis?”への答えは既に出されていると考える。課題は、それに向う歩みの確かさであろう。

〔付記〕

タイトルXXが施行されてから数年を経ている。以上の議論を補足するために、DHHSの10地区に従って州を選択し、各州におけるソーシャル・サービスの状況を、機関、目標と基準、サービス・プログラム、計画立案と予算、などについて具体的に検討する予定であったが、それらについて述べる紙幅はここでは許されない。この点については機会を改めることにしたい。

参 考 文 献

- Akula, Leslie, Ilana Hirsch-Lescoghier and Robert Morris, *Review and Analysis of New England States' Title XX Plans*, Levinson Policy Institute. 1976.
- APWA, "The Futute of Social Services," *Public Welfare*, Vol. 33-2 (Spr. 1975), pp.8-22.
- APWA, *Washington Report*.
- Austin, David M., "I & R: The New Glue for the Social Services," *Public Welfare*, Vol.38-4 (Fall 1980), pp.38-43.
- Bass, Deborah, and Jean Webber, *Needs Assessment: Report and Discussion Guide (The First Two Years under Title XX)*, Project SHARE, 1977.
- Bass, Deborah, and Jean Webber, *The Publc Review Process in the Title XX Program: Report and Checklist*, Project SHARE, 1977.
- Benton, Bill B., Jr., "Separation Revisited," *Public Welfare*, Vol.38-2 (Spr. 1980), pp.15-21.
- Benton, Bill, Tracey Feild and Rhona Millar, *Social Services, Federal Legislation vs. State Implementation*, The Urban Institute, 1978.
- Boston College, *A Common Set of Definitions*, Office of Human Development Service, 1979.
- Boston College, *Types of Social Services Planning: An Analysis of Planning in Title XX Agencies. A Report of the Social Services Planning Studies Title XX Planning Project*, Administration for Public Services (HEW), 1978.
- Bowers and Associates, *Measuring Service Impact*, P-project SHARE, 1978.
- Bowers and Associates, *Trends in Taxonomies: An Assessment of Common Language Development in Human Services, and a Suggested Strategy for the Future Involvement of HEW*, HEW, 1978.
- Clark, Thomas B., *Administrator's Training in Program Evaluation Methodologies*, Georgia Dept. of Human Resource, 1978.
- Cohen, Wilbur J., "The Social Security Act-1935 to 1975: Forty Years of Progress," *Public Welfare*, Vol. 33-4 (Fall 1975), pp.6-11.
- Commission on Federal Paperwork, *A Report of the Commission on Federal Paperwork Title XX: Recommendations for Reform*, 1977.
- Committee on Finance, U.S. Senate (Russel B. Long, Chairman), *The Social Security Act and Related Laws*, 1978.
- Committee on Social Services, "Policy Statement on Personal Social Services," *Public Welfare*, Vol. 35-2 (Spr. 1977), pp.32-36.
- Compton, Beulah R., *Introducing to Social Welfare & Social Work: Structure, Function, & Process*, Dorsey Press, 1980.

42) Committee on Social Services, "Policy Statement on Personal Services," *Public Welfare*, Vol. 35-2 (Spr. 1977), pp.32-36.

- Copeland, William C., *Funding Federal Money for Children's Services, Title XX and Other Programs*, CWLA Hecht Institute, 1975.
- Copeland, William C., and Iver A. Iversen, *Roadmap through Title XX*, CWLA Hecht Institute for State Child Welfare Planning, 1978.
- Cotter, Barbara, *Planning and Implementing Social Service Information Systems; A Guide for Management and Users*, Human Services, Monograph Series, No.25, Project SHARE, 1981.
- DuBois, Paul M., *Modern Administrative Practices in Human Services*, Charles C. Thomas, 1981.
- Duncan, John L., *A Guide to Expanding Social Services to the Blind under Title XX of the Social Security Act*, American Foundation for the Blind, 1976.
- Federico, Ronald C., *The Social Welfare Institution: An Introduction*, D.C. Heath and Company, 1976.
- Foster, Thomas L., *Social Services Reporting Requirements (SSRR): An Analysis of State Perceptions and Capabilities*, HEW, 1977.
- Gates, Bruce L., *Social Program Administration: the Implementation of Social Policy*, Prentice-Hall, 1980.
- Gilbert, Neil, "The Transformation of Social Services," Gilbert and Harry Specht ed., *The Emergence of Social Welfare and Social Work*, 2nd ed., Peacock, 1981, pp.101-118.
- Gilbert, Neil, and Harry Specht, "Policy and Social Institutions," Gilbert and Specht ed., *The Emergence of Social Welfare and Social Work*, 2nd ed., Peacock, 1981, pp.66-73.
- Gilbert, Neil, Harry Specht, and David A. Lindeman, "Social Service Planning Cycles: Ritualism or Rationalism," *Social Service Review*, Vol.55-3 (Sept. 1981), pp.417-423.
- Haller, John, *Title XX Purchase of Service, Vol. II: The Feasibility of Comparing Costs Between Directly Delivered and Purchased Services*, Pacific Consultants, 1979.
- Hoshino, George, "Evaluating a Personal Social Service System," William C. Sze and June G. Hoqqs ed., *Evaluation and Accountability in Human Service Programs*, Revised and Updated edition, Schenkman, 1978, Chap. 8.
- Kahn, Alfred J., "New Directions in Social Services," *Public Welfare*, Vol.34-2 (Spr. 1976), pp. 26-32.
- Kahn, Alfred J., and Sheila B. Kamerman, "The Course of 'Personal Social Services,'" *Public Welfare*, Vol.36-3 (Summer 1978), pp.29-42.
- Kahn, Alfred J., and Sheila B. Kamerman, *Social Services in International Perspective: The Emergence of the Sixth System*, Transaction Books, 1980.
- Kporha, Elaine, *Social Services in the South: State Programs Under Title XX of the Social Security Act*, Southern Regional Council, 1978.
- Lally, Winifred, "Social Services: Our Commitment," *Public Welfare*, Vol.33-2 (Spr. 1975), pp.11-22.
- Menaghan, Thomas M., and Robert O. Washington, *Social Policy and Social Welfare, Structure and Applications*, The Free Press, 1980.
- Miller, Dorothy C., "Children's Services and Title XX From a National Perspective," *Child Welfare*, Vol.57-2, 1978.
- Morris, Robert, *Social Policy of the American Welfare State, An Introduction to Policy Analysis*, Harper & Row, 1979.
- Mott, Paul E., *Meeting Human Needs: The Social and Political History of Title XX*, NCSW, 1976.
- Mott-McDonald Associates, *Using Title XX to Serve Children and Youth*, Child Welfare League of America, 1978.
- Mueller, Candace, *Child Advocates' Checklist for Review and Summary of the State Title XX CASP Plan*, Hecht Institute for State Child Welfare Planning, 1977.
- NASW, *Social Services in the FY 83 Budget: An Analysis and Projections*, 1982.
- National League of Cities/U.S. Conference of Mayors, *Local Participation in Social Services, Social and Rehabilitation Service*, 1976.
- Northwest Federation for Human Services, *Microdata Sampling System Proposed Measurement Design*, HEW, 1976.
- Northwest Federation for Human Services, *Proposed Measurement Design for a Microdata Sampling System*, HEW, 1975.
- O'Donnell, Peter S., *Social Services: Three Years after Title XX*, National Governors' Association, 1978.
- Ozawa, Martha N., "Notes on Policy and Practice: An Analysis of HEW's Proposals on Social Security," *Social Service Review*, Vol.54-1 (Mar. 1980), pp.92-107.
- Penne, R. Leo, "General Revenue Sharing in Context," *Public Welfare*, Vol.35-2 (Spr. 1977), pp. 43-47.
- Prigmore, Charles S., and Charles R. Atherton, *Social Welfare Policy: Analysis and Formulation*, D. C. Heath, 1979.
- Public Law 93-647, *Title XX of Social Security Act Grants to States for Services*, 1975.
- Richan, Willard C., *Social Service Policies in the United States and Britain*, Temple Univ. Press, 1981.
- Rose, Leilani S., Frances E. Zorn, and Beryl A. Radin, "Title XX and Public Participation: An Initial Assessment," *Public Welfare*, Vol.35-1 (Winter 1977), pp.24-31.
- Saslow, Michael G., *Needs Assessment: A State-Wide Survey of Local Service Problem Areas*, Oregon Dept. of Human Resources, 1976.
- Schenk, Quentin F., with Emmy Lou Schenk, *Welfare*,

- Society, and the Helping Professions: An Introduction*, Macmillan, 1981.
- Schram, Sanford F., "Politics, Professionalism, and Changing Federalism," *Social Service Review*, Vol.55-1 (Mar. 1981), pp.78-92.
- Schram, Sanford, and Richard Hurley, "Title XX and the elderly," *Social Work*, Vol.22-2(Mar.1977), pp.95-102.
- State Day Care Management Project, *Title XX Child Day Care Information and Referral Survey*, Florida State Dept. of Health & Rehab. Services, 1977.
- Suzuki, Mike, "Social Services: The Federal Role," *Public Welfare*, Vol.33-2 (Spr. 1975), pp. 10-14.
- The Task Forces on the Organization and Delivery of Human Services: The Public, Private, and Consumer Partnership, *Current Issues in Title XX Programs*, NCSW, 1976.
- The Task Forces on the Organization and Delivery of Human Services: The Public, Private, and Consumer Partnership, *The Future for Social Services in the United States*, NCSW, 1977.
- Terrell, Paul, "Assessing Title XX at the Local level," *Social Work Research and Abstract*, Vol. 14-2 (Summer 1978), pp.3-11.
- Urban Management Consultants of San Francisco, *CETA and HEW Programs*, HEW, 1976.
- U.S. HEW, *Title XX and CETA: A Coordination Guide for Title XX Administrators*, 1976.
- U.S. HEW, *Title XX Handbook: for Alcohol, Drug Abuse, and Mental Health Treatment Programs*, 1978.
- U.S. HEW. *Title XX National Comprehensive Annual Services Program Plan (CASP) Information*, 1979.
- Weinstein, Martin, *Title XX Purchase of Service, Volume I: A Description of States' Service Delivery and Management Practices*, Pacific Consultants, 1979.
- Wheeler, Gerald, "The Politics of New Federalism," *Public Welfare*, Vol.35-2 (Spr. 1977), pp.38-42.
- Wolff, Eileen C., *Title XX Technical Notes*, Child Welfare League Hecht Institute for State Child Welfare Planning, 1978.
- Wolff, Eileen C., *Technical Notes: Summaries and Characteristics of States' Title XX Social Services Plans for Fiscal Year 1978*, HEW, 1978.
- Wyllie, Robert O., "Social Services: Quo Vadis?" *Public Welfare*, Vol.33-2 (Spr. 1975), pp.11-17.
- Zorn, Frances E., Leilani S. Rose and Beryl A. Radin, "Title XX and Public Participation: An Overview," *Public Welfare*, Vol.34-4 (Fall 1976), pp.20-25.